

ばれいしよ かぶ

だいこん

新規就農 ガイドブック

～青森県で農業を始める方のために～

いちご

メロン

バラ トマト

かぼちゃ

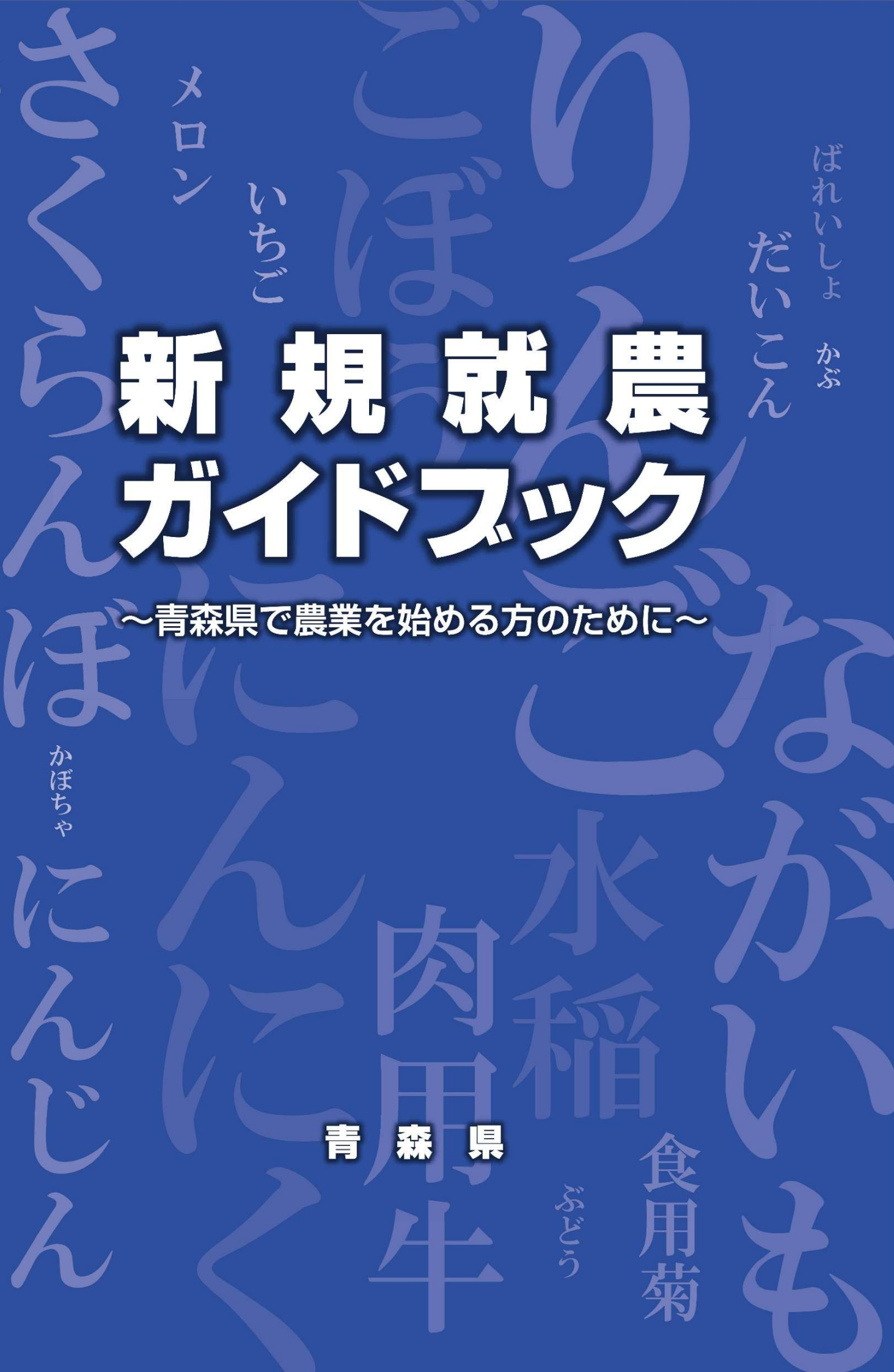
青森県

食用菊

りんご

肉用牛

トルコギキョウ





はじめに

この冊子は、**独立自営** で農業を始める人を

応援するガイドブックです。

- 農業を始めるためには、就農相談や現地での体験等を経て、農業経営のイメージを明確にし、技術の習得、農地や機械・施設等の確保などの準備が必要となります。
- この冊子では、新たに農業を始めたい方に向けて、独立就農までのステップや新規就農者向けの主な支援制度などを紹介します。

目次

I	5つの再チェック	1
	新規就農適性・知識・準備チェックシート	2
II	独立就農までのステップ	4
	STEP 1 就農相談	6
	- 参考 青森県の就農支援組織	
	STEP 2 目指す農業経営ビジョンの明確化	8
	STEP 3 技術や経営ノウハウの習得	11
	STEP 4 農地や生産基盤の確保	
	- 農地の確保	13
	- 機械や施設等の確保	16
	- 資金の確保	18
	STEP 5 青年等就農計画の作成	22
	- 参考 青森県の主な作目の収益一覧	26
	STEP 6 新規就農	27
III	参考資料	
	- 新規就農関連の主な補助事業・資金	32
	- 就農相談の窓口一覧	36

本冊子は令和8年3月現在の情報に基づいて作成したもので、法律や制度の改正などにより事業内容等が変わることがあります。就農準備を進める際には、必ず関係機関へ相談の上、最新の情報を確認してください。

農業を職業として選択する前に、「なぜ農業をしたいのか」、「どんな就農形態で働きたいのか」等をぜひ再チェックしてみましょう。

5つの再チェック

チェック1

なぜ、農業をしたいのですか？

- その場の思いつきや現実逃避になっていませんか？
- 農業のリスクを考えましたか？

あなたが、農業をしたいと考えた動機は何ですか？
“無農薬の農産物を食べたい”“会社勤めより楽そう”“田舎で暮らしたい”などという理由であれば、もう一度よく考えてみてください。
農業という職業で生活していくためには、多くの努力が必要です。自然が相手ですから思いもよらない事態も数多く発生します。栽培技術のみならず、消費の動向までも把握する手腕が問われるのは、会社の経営と同じです。単なる思いつきや現実逃避型の就農では、家族や周囲の農家にも迷惑をかけるだけで終わってしまいます。

チェック2

農業者になるためには、いろいろな準備が必要です。

- 農業者は技術者であり、経営管理者であることを知っていますか？

サラリーマンの場合は、「明日から入社してください」と言われるとすぐに社員となり、1か月後には給料をもらうことができますが、農業の場合は、どんなに意気込んでもすぐに農業者になれるというわけではありません。

専門的な技術と経営管理能力を身に付け、きちんとした営農計画の下で作業を行っていくことが求められます。また、土地（農地等）、労働（家族労働が中心）、資本（資金）の生産の3要素が不可欠です。

チェック4

地元の人たちとのお付き合いが大切です。

- 密接な近所付き合いができますか？
- 共同作業ができますか？

農村は、生産と生活の場が一緒ですから地元の人との関係が密接です。

農業で成功するかどうかは、地域にどれだけ溶け込めるかにかかってくるとも言えるでしょう。地元の慣習に違和感を感じることもあるかもしれませんが、営農に関わる共同作業と併せ、様々な行事に集落の一員として積極的に協力していく姿勢が必要です。

ある程度、準備を整えたら、2、3ページの「新規就農 適性・知識・準備チェックシート」でチェックしてみましょう。

チェック3

家族の理解が欠かせません。

- 農業・農村の生活サイクルや生活スタイルについて話し合いましたか？

農業を始めるということは、単に職業を変えるということではなく、そこで生活していくということです。家族の理解と同意を得る必要があります。

農村は、交通機関や商店街、文化施設などの面で都会と違い、不便なことも多いと思います。そうした条件について家族の理解が必要です。

チェック5

軌道に乗せるまでの時間に耐えられますか？

- 農産物が市場商品であることを知っていますか？
- 気長に取り組む根気と熱意がありますか？

農業を始めても、作物が収穫されて、販売されるまでの時間は作物によってマチマチですし、最初の収入を得るまで、また、安定した収入を得るようになるまでには、長い時間がかかります。

農業以外からの新規就農者に対するアンケート調査（全国新規就農相談センター実施）によると、就農後もしばらくの間は、自分の経営や生活に対して“所得が少ない、技術が未熟だ、働き手が足りない、販売が思うようにならない、休暇がとれない、集落の慣行や人間関係がわずらわしい”などの悩みが続くようです。

新規就農 適性・知識・準備チェックシート

このチェックシートは農業で生計を立てることを前提として、新規就農に当たっての適性や知識・準備の進み具合を自分自身でチェックするものです。

当てはまらない項目は、一般的にこれから就農を目指す場合に、準備あるいは獲得が必要な項目ですので準備に努めてください。

I 就農に対する適性

- 健康・体力には自信がありますか。
- 生き物（動植物）が好きですか。
- 草取りのような単純作業も、こつこつやることができますか。
- 他人との付き合いは苦にならないと言えますか。
- 忍耐力には、かなりの自信があるとと言えますか。

II 新規就農についての意欲、動機、知識

- 農業所得で生活する、職業としての農業を目指していますか。
- 新規就農した経営者に会ったり、体験談を直接聞いたことがありますか。
- これまで受けた農業体験や研修により、農作業の厳しさを身をもって分かっていますか。
- 家族と一緒に生活や仕事がしたいと考えていますか。
- 農業は、自然の中で生き物を育てるため、自然災害や技術不足により収穫が皆無あるいは激減する場面があることを知っていますか。
- 農作物の販売単価は、高値になったり安値になったり暴落することがあることを知っていますか。
- 新たに農業を始めることは、自ら新しく事業を起こし、経営者になることです。非農家出身者が新たに農業をはじめるとは、既存の生産基盤のある農家子弟が農業をはじめるとより容易でないことを分かっていますか。

III 新規就農の事前準備状況

- 新規就農に関する情報収集を行っていますか。
(就農窓口訪問・相談会参加・インターネットホームページ・情報誌等)
- 家族も農業や農村社会についてよく理解し、その上で就農に同意していますか。
- 自動車運転免許（普通免許以上）を所持していますか。（ペーパードライバーは不可）

IV 目指す農業経営像の明確化

- どんな作物をつくるのか（作物選択）意向が固まっていますか？
(作物：) (適地：)
- どこで農業をやるか（就農希望地）意向が固まっていますか？
(就農希望地：)
- 経営タイプを選択しましたか？（経営作物は単一か、複数か）
- 栽培方法を選択しましたか？（露地栽培か施設栽培か、どのような作型か）
- 農作業に従事できる労働力と作物・経営タイプ・栽培方法の選択が経営規模とマッチしていますか？

V 就農先の選定

- 就農先は「IV 目指す農業経営像の明確化」の作物や栽培方法の選択とマッチしていますか。
- 選択作物の主産地で、生産技術の指導体制や生産物の出荷・販売体制が整備されており新規就農者の受入支援が期待できますか。
- 就農先の市町村の行政等が農業外からの新規就農に積極的で、研修から就農までの支援措置があるかどうか確認していますか。
- 現地視察に際しては、1か所に季節を変えて何度か足を運ぶようにしていますか。
- 生活条件（町の中心部までの距離や道路・交通事情・学校や病院・商店街までの距離）の検討はしましたか。
- 就農先の選定に当たり、決定前に一度は家族（できれば全員）で現地を訪問していますか。
- 現地視察の際は、地元の農家（住民）から積極的に、地元の状況について話を聞いていますか。そのとき家族を同伴していますか。
- 農地を確保（購入又は借りる）できる情報を得ていますか。
- 就農先に農地確保に当たって面倒をみってくれる世話人的な人がいますか。
- 住宅を確保する目途がたっていますか。

VI 農地の確保

- 取得（賃借）を考えている農地は、農地法の許可要件のうちの一つである「農地の全てを効率的に利用して耕作等を行うと認められること」がクリアできますか。
- 取得（賃借）を考えている農地は、農地法の許可要件のうちの一つである「農作業に常時従事（年間150日以上）すると認められること」がクリアできますか。
- 借地の場合、10a当たりの賃借料を把握していますか。

VII 技術の習得

- これまでに1年間以上にわたる農家、農業法人等での本格的研修を受けたことがあり、（又は修行中）、目指す農業（作物）の栽培技術と経営についての知識は、身に付いていますか。
- 就農希望地で就農に当たって親身になって面倒をみってくれる世話人的な人がいますか。あるいは、就農後に技術的なサポートが受けられますか。

VIII 資金の確保

- 営農のために用意できる自己資金はいくらですか。【 万円】 A
- 営農のために必要となる資金額の見込みはたっていますか。
（初期の設備投資金と1年目の資材・材料費。農地購入の場合は土地代も含む）
【 万円】 B
- 借入れが必要な資金額は？ 【 万円】 B - A
- 活用できる融資制度と融資制度を活用して借りられる資金額は
○制度資金名（ ）、借入可能金額 【 万円】
○制度資金名（ ）、借入可能金額 【 万円】
- 融資制度を利用する場合、連帯保証人、担保が必要な融資制度については、連帯保証人及び担保が確保できますか。

IX 農業機械・施設の取得や営農計画

- 農業機械・施設の取得（購入や借入れ）の計画を立てていますか。
- 経営について一定の知識（複式簿記等）がありますか。
- 就農後の営農計画や販売計画等を立てていますか。
 - 農協出荷を軸に販売計画を立てたい。
 - 農協出荷と直販を組み合わせたい。
 - 直販や個人宅配などを中心に組み組みたい。
 - 生産から加工・販売まで行う多角的経営を目指したい。
 - 有機農産物の生産・販売を行いたい。

X 農村生活、就農後の生活について

(1) 生活資金面

- 生活資金の確保を十分検討していますか。
 - 最低2年間位の生活費は確保している。
 - 農業所得と自己資金で2～3年分は確保できる見込みである。
 - 国や自治体の支援資金や研修助成金と自己資金で対応できる。
 - 本人や家族にある程度の農業収入・農外収入が見込まれる。
 - 借家の場合、農業収入が不十分でも、家賃が確保できる。
 - サラリーマンのときには、給与から差し引かれていた税金、福利厚生費のうち、市町村税、国民健康保険料は前年度の所得額を基準に課税されます。その支払いを考慮している。

(2) 生活・教育面

- 農業をするには、住居がアパートなどでは、不便な場合があることを知っていますか。
- 農地と住居が離れていると作業が不便であることを知っていますか。
- 農村では、地域内の人とのつきあいが濃密です。営農のためにも地元農家とのつきあいが重要です。積極的にコミュニケーションが図れますか。
- 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められることを知っていますか。
- 子供の学校や保育園・幼稚園の通学・通園に問題はありますか。
- 交通網や公共施設、病院、商店街等のチェックは済んでいますか。

*このチェックリストは、栃木県青年農業者育成研究会が作成した内容を基に、青森県版に修正して掲載しています。

独立就農 までの ステップ

農業経営を開始するという自分と家族の意志が揺るぎないものであることを確認できれば、独立就農へのステップへ移ります。

まずは、青森県や市町村、(公社)あおもり農業支援センター等に相談し、就農地や農業経営のイメージを具体化しましょう。次に、栽培技術や経営ノウハウを研修等で身に付けること、また、市町村等と相談して栽培品目の条件に適した農地を確保することなど、就農準備をしっかりと進めることが重要です。十分準備ができたなら、経営開始に向けて青年等就農計画を作成し、いよいよ農業者としての第一歩を踏み出すこととなります。

農業を始めたい

- やりたい農業のイメージを持つ
- 家族の同意を得る

STEP 1
就農相談

- サポート組織を確認し、就農相談する
- 現地で実際に農業を体験する

p 6

STEP 2
目指す農業経営ビジョン
の明確化

- どんな作物を作るのか、どのような経営を行うのかを具体的に考える
- 就農地を決定する

p 8

STEP 3
技術や経営ノウハウの習得

- 教育施設や農家・農業法人で研修を行う

p11

STEP 4
農地や生産基盤の確保

農地の確保

- 農業委員会等で条件の良い農地を探す

p13

機械や施設
等の確保

- 自身の経営に必要な機械や施設を確認する

p16

資金の確保

- 必要な資金を積算し、調達方法を検討する

p18

STEP 5
青年等就農計画の作成

- 営農開始に向けた具体的な計画を作成する
- 認定新規就農者として認定を受ける

p22

STEP 6
新規就農

- 経営の早期安定や地域定着を目指す
- 農業保険制度を活用する

p27

※実家が農家でない方が、農業を始めるまでの流れを想定したものです。

就農情報は青森県農業・就農情報サイト「農ナビ青森」で！

「農ナビ青森」は県が運営するサイトで、青森県で農業に携わっている方や青森で農業を始めたい方に役立つ情報を発信しています。

ポイント①

就農支援に関する最新情報をお知らせします！

ポイント②

先輩就農者インタビューや農作業を体験できる動画などのコンテンツで、農業のイメージづくりができます。

ポイント③

就農相談フォームから就農相談ができます。

「就農」って何から始めたいの？

- 青森の農業を知る！
- あなたのイメージする農業とは？
- 準備をしよう！
- まずは相談しよう！

<https://www.nounavi-aomori.jp/start>

雇用就農に興味がある方

農業を始めるには、自身が経営主となる「独立経営」のほかに、農業法人（農業を営む会社）に就職して、農業に従事する「雇用就農」という選択肢があります。

このガイドブックの姉妹版「雇用就農ガイドブック」では、県内農業法人115社の情報を掲載しています。



<https://www.nounavi-aomori.jp/start/employment>



地方移住に興味がある方

青森暮らしを考える方向けの情報発信サイトです。先輩移住者の声、移住イベント、市町村情報、地域おこし協力隊、各種支援制度など、様々な角度から、青森暮らしの情報を知ることができます。

青森県移住・交流ポータルサイト あおもり暮らし



<https://www.aomori-life.jp>



Step 1 就農相談

青森県では、(公社)あおもり農業支援センターや各農林水産事務所、各市町村等において、随時就農に向けた相談対応や情報提供を行っています。

相談をする際には、あらかじめ自分が目指す農業のイメージを頭の中に描いておくと、より具体的なアドバイスを受けることができます。

実際に農作業を体験したり、先輩農家から話を聞いて、農業が自分に合っているかを確認しておくことも大切です。

1 就農相談

●就農する地域が決まっていない方、幅広く情報収集したい方

公益社団法人あおもり農業支援センター

対応時間：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）9:00～17:00

場 所：〒030-0801 青森市新町2-4-1 県共同ビル6階

電話番号：017-773-3131

※事前にお電話等で御予約いただくとスムーズです。リモート相談も可能です。

●就農する地域が決まっている方

県内6か所に設置している各農林水産事務所や各市町村などで随時対応をしています。各機関の連絡先等の詳細は36ページの「就農相談の窓口一覧」を御確認ください。

2 農業体験

■県内農業法人での農業体験

仕事として農業に興味・関心のある方や雇用就農を目指す方が、実際に農業法人の職場（現場ほ場等）で就業体験できます。

就業体験の受入を行っている農業法人の情報は、青森県が作成している「雇用就農ガイドブック」で確認できます。

インターンシップ

→この表示のある農業法人が就業体験受入れ可



問合せ先：各農業法人

<https://www.nounavi-aomori.jp/start/employment>

■農業労働力確保促進事業での派遣による就業体験（トライアル就農）

農業未経験者などの就農希望者が、農業法人への派遣により就業体験できます。

また、派遣期間終了後は、当該農業法人への就職による就農も可能です。

派遣方法・期間等

①県の委託先である人材派遣会社から、就農希望者を県内の農業法人へ派遣します。

②派遣された就農希望者は、派遣先の農業法人で一定期間（1つの農業法人で2か月以内、複数の法人で合計3か月以内）農業を学びながら、就業体験を行います。

③派遣期間中は、人材派遣会社から賃金が支払われます。

④派遣期間終了後、双方が合意すれば、そのまま当該農業法人へ就職することもできます。

※詳しい内容は「農なび青森」にてご確認ください。

就農相談、技術の習得、資金や農地の確保など、就農希望者をサポートする支援組織を御紹介します。

1

市町村

各市町村では、農業関係担当課で新規就農者の支援に取り組んでいます。青年等就農計画の認定（認定新規就農者制度）や国等の補助事業などを活用する場合の窓口も市町村となります。また、市町村によっては、就農前の研修制度や農業機械・施設整備、農地確保等に係る助成制度など、独自の新規就農支援策を実施しています。

2

農業委員会

市町村役場の中に農業委員会があります。農業委員会では、農地法の許認可などの仕事に加えて、本気で農業をしようとする人へ農地をあっせんするなど、地域の農業生産の担い手を育てることに力を入れています。新規就農を希望する人が農地を取得するには、最終的には農業委員会に行き、手続する必要がありますので、あらかじめ相談することをお勧めします。

3

公益社団法人 あおもり農業支援センター（青森県農業経営・就農サポートセンター総合窓口）

公益社団法人あおもり農業支援センターは、新たに就農しようという方への支援や担い手農業者への農用地の利用集積や畜産関係の施設整備等を行っている公益法人です。青森県農業経営・就農サポートセンター事務局として新規就農者に対する支援策の一つである、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付主体となっています。また、無料職業紹介所として農業法人等の求人紹介、各市町村と連携して就農関連情報の提供や就農相談活動を実施しているほか、農地中間管理機構として、農地の貸借や売買に関する農業者への支援も、各市町村の農業委員会と協力して行っています。

4

農林水産事務所（青森県農業経営・就農サポートセンターサテライト窓口）

県内6か所に設置されている県の各農林水産事務所では、担当職員が地域を巡回し、直接、農業者などに対して技術や経営方法についての指導を行うなど、農業や農村の振興に向けた多面的な活動を展開しています。また、新規就農希望者に対して、就農に関連する情報の提供、研修先の紹介、就農計画の作成指導、制度資金の活用に向けた相談などに応じているほか、就農した後も、講座や個別の指導を通じ、また、地元の農協や先進的な農家などと連携しながら、新規就農者の農業経営が早期に軌道に乗るよう支援活動を行っています。

5

農業協同組合（農協：JA）

市町村には農協やその支所があり、農業経営や農村で生活する上で、重要な役割を果たしており、大部分の農家が組合員として加入しています。農協には、農業全般についての事業をする総合農協と作目（家畜等）別の専門農協があります。農業者の大部分が加入しているのは総合農協で、通常、「農協」という場合はこの総合農協を言います。農協は、組合員を相手に農業資材・生活物資の販売、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸出し、貯金の引受け、生命共済、営農指導など組合員の営農・生活全般に関わる幅広い事業を行っています。また、特に各種制度資金を借り入れる場合は、農協が主な窓口となっています。制度資金では賄えない営農資金なども農協が貸してくれます。

6

農業経営士、青年農業士

農業経営士とは、地域農業のリーダーとして指導的役割を果たしてもらうため、県が認定している農業者（おおむね40歳以上）です。（令和8年4月 138名）
農業経営士は、新規就農者等の研修を積極的に受け入れ、いわゆる農業における里親として担い手育成に関する助言指導などのサポートをする役割を担っています。
また、青年農業士とは、地域農業における若きリーダー役として農業経営士らと連携して地域の若手農業者の指導者として活動してもらうため、県が認定している農業者（25歳～45歳）です。（令和8年4月 154名）
いずれも、新規就農者のよき師匠となり得る心強い味方です。積極的に相談し、地域との関係を築いていきましょう。

Step 2 目指す農業経営ビジョンの明確化

就農相談や農業体験等を通して、自分が目指す農業経営のビジョンを明確にし、どんな作物を作るのか、どのような経営を行うのか計画を立てましょう。

その際には、農作業に従事できる労働力(何人で作業ができるか)と、作物、栽培方法、経営規模などがマッチしているかを検討することも大切です。

新規就農者の主な経営モデル

●施設野菜(ミニトマト)の場合

特徴

- ・収益性が高い
- ・ある程度の初期投資が必要となり、栽培コストが高い

主な産地

東青地域、中南地域、三八地域、西北地域

栽培体系

項目／月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ミニトマト (ハウス)			は種	育苗	定植	栽培管理			収穫			

経営規模

作付面積等	ミニトマト 0.2ha
経営面積	普通畑 1 ha
主要資本装備	・トラクター(30psは2戸共同) ・管理機 ・選果機 ・パイプハウス 600坪
その他	ハウスの設置面積は1 ha
労働力	家族労働力 1.5人 年間延べ雇用日数 172日

経営収支

粗収益(千円)	経営費(千円)	所得(千円)	純収益(千円)	労働時間(時間)	
					うち家族
8,821	5,897	2,924	737	3,381	2,009



常に試行錯誤し、諦めないことが大事です

先輩就農者インタビュー

高井夫婦(ミニトマト)



<https://www.nounavi-aomori.jp/start/interview/takai>

●露地野菜(にんにく、ねぎ、ながいも)の場合

特徴

- ・同一面積ならハウス栽培よりコストが安く、大規模化が比較的容易
- ・作物本来の時期しか栽培できない
- ・天候、害虫によるリスクが大きい

主な産地

にんにく・・・中南地域、西北地域、三八地域、上北地域
 ねぎ・・・中南地域、東青地域、三八地域、西北地域、上北地域
 ながいも・・・三八地域、西北地域、上北地域

栽培体系

項目／月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
にんにく (露地マルチ)	越冬			栽培管理 芽かき、とう摘み		収穫	乾燥		植付け			越冬
ねぎ (露地)		は種 (ハウス・露地可)		定植				収穫				
ながいも (露地普通)	越冬			春掘 収穫	植付け		栽培管理 ネット張り、除草、追肥、 病害虫防除など				秋収穫	貯蔵

経営規模

作付面積等	<ul style="list-style-type: none"> ・ながいも 0.4ha ・ながいも種子 0.1ha ・ねぎ 0.3ha ・にんにく 0.4ha ・にんにく種子 0.1ha
経営面積	普通畑 1.3ha(うち借地0.5ha)
主要資本装備	<ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(40ps、70psは3戸共同) ・にんにく掘取機、収穫機、乾燥機、根切機 ・ながいも植付機、トレンチャー、収穫機 ・ねぎ移植機、収穫機は2戸共同
労働力	家族労働力 2人 年間延べ雇用日数 3日

経営収支

粗収益(千円)	経営費(千円)	所得(千円)	純収益(千円)	労働時間(時間)	
					うち家族
11,577	8,718	2,859	309	2,365	2,342



作りたいものが
あるなら、その産地
に行ってみよう！

先輩就農者インタビュー

沢森さん(にんにく)



<https://www.nounavi-aomori.jp/start/interview/sawamori>

●果樹(りんご)の場合

特徴

- ・本県を代表する農作物でブランド力がある
- ・手作業が多く、年間を通して作業がある

主な産地

東青地域、中南地域、三八地域、西北地域

栽培体系

項目/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
りんご		整枝・剪定		肥料施用	受粉							
						薬剤散布						
						草刈り						
					摘花・摘果							
							袋かけ			袋はぎ		
									着色手入れ			
								収穫				

経営規模

作付面積等	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご 1.2ha ・加工ジュース 120本
経営面積	樹園地 1.2ha(うち借地0.45ha)
主要資本装備	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用草刈機(15ps) ・運搬車 ・トラック ・フォークリフト ・スピードスプレーヤー(1,000ℓ、3戸共同)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご品種構成 ふじ(晩生種) 0.6ha つがる(早生種) 0.3ha とき(中生種) 0.3ha ・わい化は0.75ha
労働力	家族労働力 1.5人 年間延べ雇用日数 127日

経営収支

粗収益(千円)	経営費(千円)	所得(千円)	純収益(千円)	労働時間(時間)	
					うち家族
11,182	8,263	2,919	822	2,938	1,926



海外留学の経験から
新たな働き方を農業
で確立させたい

先輩就農者インタビュー

木村さん(りんご)



<https://www.nounavi-aomori.jp/start/interview/kimura>

Step 3 技術や経営ノウハウの習得

自分が目指す農業経営のイメージが固まったら、栽培技術や経営管理の方法を身に付けていく必要があります。

技術や知識を習得するための主な研修には、次のようなものがあります。

1 研修教育施設での体系的研修

県内には、基礎から応用まで体系的・総合的に知識や技術を学ぶことのできる「青森県営農農大」があるほか、市町村でも研修できる農場を設けているところもあります。

■青森県営農農大

〒039-2598
青森県上北郡七戸町字大沢 48-8
TEL 0176-62-3111
FAX 0176-62-3986

<営農農大に入学して勉強したい方>

地域農業の中核的担い手となり得る農業経営者及び農業を支える多様な人財の養成を目的とする2年制の学校です。

- ・対象者：高校(中等教育学校含む)卒業以上
又は卒業見込み
- ・定員：50名
- ・教育課程：畑作園芸・果樹・畜産
- ・特色：卒業生は、「短大2卒」と同等の学歴と「専門士(農業専門課程)」の称号が与えられる。
希望入寮制
- ・経費：授業料118,800円/年 寮使用料 男子寮 4,570円/月
女子寮 3,160円/月 諸経費 約32~78万円/年
諸経費は食費・寮光熱水費等を含む

<社会人向けの研修を受けたい方>

あおり農力向上シャトル研修(シャトルコース)

新規就農に必要な農業知識・技術を習得するための実践研修です。

- ・対象者：研修終了後、確実に本県での就農が見込まれる新規就農希望者で就農予定時の年齢が50歳未満の者
- ・定員：概ね5名以内
- ・研修期間：5月~2月までの10か月間
- ・研修内容：就農希望地域での農家研修を行いながら、営農農大での講義や各種研修へ参加し、実践的な農業知識・技術・資格を習得
- ・経費：①農家研修に要する経費、資格取得費などの諸経費は自己負担
②営農農大での講義や各種研修の受講料は無料

<青森県営農農大の魅力を紹介！>

☆ 農業に関する最先端の技術を習得できる！

スマート農業やICTに関する専門知識を持つ講師から、技術の概要や活用手法について学ぶことができます。

☆ 6次産業化についても学習できる！

各教育課程から、2学年次に6次産業化コースの専攻が可能となっています。

6次産業化コースでは、農畜産物の加工・流通・販売に関する知識や技術を身につけることができます。

☆ 奨学金・修学資金制度が利用可能！

文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」(授業料減免と給付型奨学金)の対象校となっているほか、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金や新規就農者育成総合対策が利用可能です。(各制度とも、個別に要件の確認が必要となります。)

☆ 多くの資格・免許の取得が可能！

在学中に、大型特殊自動車免許(農耕用)、けん引免許(農耕用)、家畜人工授精師(畜産課程対象)、食品衛生責任者(6次産業化コース対象)、日商簿記検定(3級)などの取得機会があります。

☆ 就職に強い！

過去5年間(令和2年度~令和6年度)の卒業生の進路は、独立自営や親元就農が20%、雇用就農が19%、農協や農業関連企業等への就職が46%となっています。近年は、非農家出身者の雇用就農が増加しています。

※ 興味のある方は、ぜひ、青森県営農農大のホームページを御確認ください。
毎年、オープンキャンパスも開催しています。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/einodai/top_page.html



先進的な農家や農業法人での実践を通じて、技術や経営のノウハウを学ぶこともできます。また、就農希望地で研修を行うことで、地域の人々と信頼関係を育むことができます。つまり、円滑な就農に向けた助走期間にもなるわけです。県及び関係機関では、研修生の希望に添う形で受入先の農家や農業法人を紹介しています。

【新規就農者養成研修事業】

(公社) あおもり農業支援センターでは、新規就農希望者を対象とした農業研修を実施しています。本研修は、就農準備資金(p32)の交付対象となるものです。

(注：研修の実施は、就農準備資金の交付を確約するものではありません。)



研修内容

- 1 就農希望者が志向する経営品目について、県内の先進農家や農業法人（受入農業経営体）の農場での実践的な研修
- 2 農業の基礎的な知識の習得や研修生の仲間づくりを目的とした座学研修

研修機関

概ね1年以上2年以内

研修対象者

農林水産事務所、市町村、(公社) あおもり農業支援センター等において就農相談を受けた方で、次の要件を全て満たす方

- 1 就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有し、研修を十分に履行できる健康状態にあること。
- 2 センターが指定する受入農業経営体又は青森県が認定した研修機関での実践的な研修及びセンターが実施する座学研修を受講すること。
- 3 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること。
- 4 研修期間中に、常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結しないこと。
- 5 原則として生活費を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- 6 研修期間中の不慮の事故等に備え、研修開始前に傷害保険及び個人賠償責任保険に加入すること。

研修を始める前に

新規就農では、経営開始のための農地確保や機械・施設の整備等の資金の準備・確保も必要ですが、研修期間中の生活費の確保も必要です。

就農準備資金の交付を受けられたとしても、それだけでは生活費等が十分ではない場合もあるため、研修前のある程度の資金を自身で蓄えておく必要があります。

Step 4 農地や生産基盤の確保

農地の確保

農業を始めるには農地が必要です。農地を買ったり借りたりする場合には、「農地中間管理事業の推進に関する法律」や「農地法」など各種の法律等による様々な決まりがあります。このため、正しい手順を踏んでいくことが必要であり、その土地の権利関係を法務局にある土地登記簿によって調べておくことも大切です。

また、農地の土壌条件などは作物の適性と密接に関係しますので、事前に現地を確認することも重要です。

売買、貸借可能な農地の情報については、青森県農地中間管理機構((公社)あおもり農業支援センター)や就農を希望する市町村の農業関係担当課、農業委員会にお問い合わせください。

なお、県が開設する「青森県農地情報サイト」に登録されている農地もあるので参考としてください。

<農地の貸借等に係る各種制度>

根拠法令	事業名	取引区分		内容	相談先
		貸借	売買		
農地中間管理事業の推進に関する法律	農地中間管理事業	○	—	農地中間管理機構が、農地の所有者から農地を借り受け、まとまりのある形で担い手に貸し付ける。	青森県農地中間管理機構 ((公社)あおもり農業支援センター) 又は市町村
	農地売買等事業	—	○	農地中間管理機構が、離農者や規模縮小農家から農地を買い入れ、担い手に売り渡す。	青森県農地中間管理機構 ((公社)あおもり農業支援センター) 又は市町村
農地法	—	○	○	農地の所有者と連署で、許可申請書を農業委員会に提出し、許可を受けることにより、売買や貸借を行う。	市町村農業委員会

農地中間管理機構とは…

都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人で、都道府県知事が一つに限って指定することで「農地中間管理機構」となります。

農地中間管理機構は、改正農業経営基盤強化促進法（令和5年4月施行）において法定化された「地域計画」に基づき、所有者不明農地、遊休農地も含めて所有者等から借受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を進め、農業の生産性向上に資することとしています。

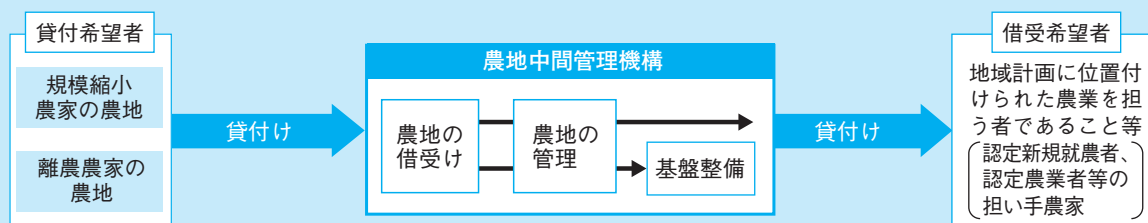
1

農地中間管理事業による農地の借受け

農地中間管理事業は、県の指定を受けた農地中間管理機構((公社)あおもり農業支援センター)が、地域内の農地を借り受け、管理し、必要な場合には基盤整備を行い、新規就農者を含む担い手農家(借受希望者)にまとまりのある形で貸し付ける事業です。

農業を始めるにあたり、農地を借りたい場合は、就農先の市町村の農業関係担当課又は(公社)あおもり農業支援センターに御相談ください。

■農地中間管理事業の手続き



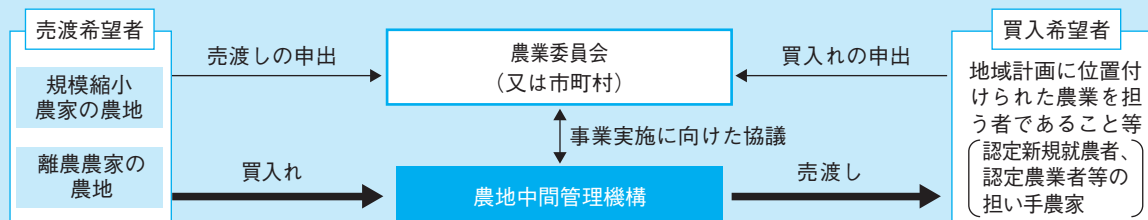
2

農地売買等事業による農地の取得

農地売買等事業は、農地中間管理機構((公社)あおもり農業支援センター)が、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ、当該農地を新規就農者を含む担い手農家に売渡する事業です。

農地を買いりたい場合は、就農先の市町村農業委員会又は(公社)あおもり農業支援センターに御相談ください。

■農地売買等事業の手続



■主なメリット

借手(買手)の主なメリット	貸手(売手)の主なメリット
農用地区域にある農地を買い入れた場合は、不動産取得税の軽減など税金面での優遇措置が受けられる。	農地を売った場合は、譲渡所得について800万円の特別控除が受けられる。

「地域計画」とは…

今後、高齢化や人口減少が進行することに伴い、遊休農地が拡大する等、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、全国的な課題となっています。

このため、国は農業経営基盤強化促進法等を一部改正(令和5年4月1日施行)し、これまでの「人・農地プラン」を「地域計画」として策定することを法定化しました。

「地域計画」とは市町村が策定した将来の農地利用の姿を明確化した計画で、農業者や関係機関が地域の話合いにより、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか、将来を見据えてまとめたものです。

また、「地域計画」と併せて「目標地図」を作成し、10年後に誰がどの農地を耕作するのか、耕作できない農地はどこかを明確化しています。

なお、「地域計画」と「目標地図」は策定して終わりではなく、年1回以上、地域での話合いを行うなどラッシュアップが必要なため、積極的に話合いへの参加をお願いします。

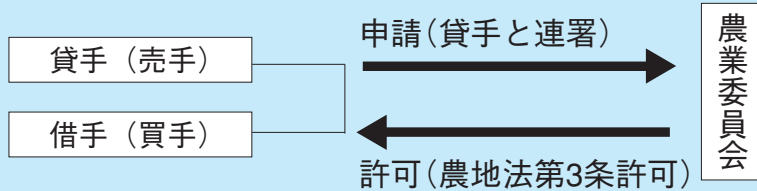
3

農地法による農地の取得等

農地法は、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得を促進するとともに、耕作者の地位の安定と食料の安定供給の確保を目的としています。

農地法によって農地を買入れ又は借入れしようとする場合は、農地の所有者と連署で「農地法第3条許可申請書」をその農地のある市町村の農業委員会に提出し、許可を受ける手続をします。

■農地法の手続



■主な許可要件

- ①取得後(又は借入後)において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。
- ②農地の取得者(又は借入者)が農作業に常時従事すること。(年間150日以上)
- ③取得後(又は借入後)の事業内容等からみて、農地の集団化、農作業の効率化、周辺農地の総合的な利用に支障がないこと。

これら以外の許可要件もありますので、その農地のある市町村の農業委員会へ御確認ください。

4

青森県農地情報サイトによる農地情報の取得

青森県では、青森県農業・就農情報サイト「農ナビ青森」に「青森県農地情報サイト」を開発し、高齢でリタイアする農地所有者等から、新規就農者や企業等からの新規参入者、経営規模拡大希望者への農地の円滑な引継ぎを支援しています。

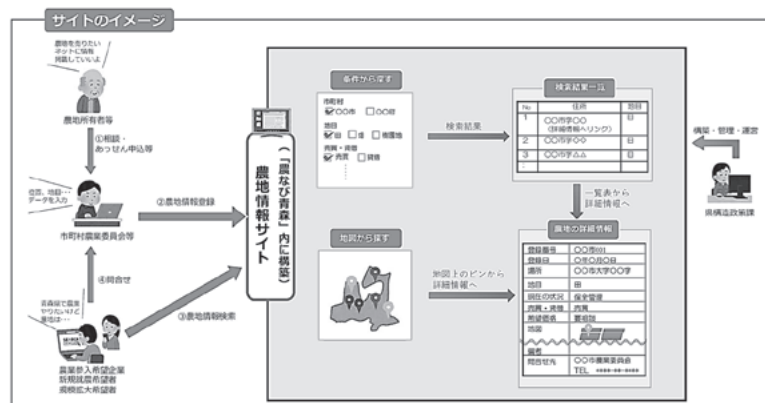
「青森県農地情報サイト」では、市町村、農業委員会が把握する売買・貸借可能な農地情報が公開されており、県内の農地情報を一括して検索・閲覧できます。

農ナビ青森－青森県農地情報サイト

<https://www.nounavi-aomori.jp/nouchi>



青森県農地情報サイトの画面イメージ



Step 4 農地や生産基盤の確保

機械や施設等の確保

機械や施設は、全てを一度に揃えようとするれば多くの資金を必要とします。

当面は、必要最小限の農機具や施設を準備し、経営が軌道に乗り始めてから徐々に装備を充実していく方が堅実です。また、中古品やリースなどで対応することも、初期投資の負担を軽減する方法です。

1 就農時に必要な農業機械・施設等

新規就農者にとって、機械・施設等の取得は大きな課題です。このページでは、就農時に必要な主な農業機械・施設等の参考価格を掲載していますので、就農する際の参考にしてください。（参考「主要作目の技術・経営指標」）

※最新の価格については、購入する際、各販売先までお問い合わせください。

○施設野菜（ミニトマト、いちご等）

機械・施設名	参考価格（千円）	備考
パイプハウス(100坪)3棟	5,100	施工費、部材運搬費除く
トラクター(23ps)	2,327	
ロータリー(1.6m)	466	
揚水ポンプ(口径25mm、140L/分)	67	
動力噴霧機(4.7ps)	322	
液肥混入機(40mm)	107	
軽トラック	1,221	
畝立て機	360	いちごで使用
計	9,970	

○露地野菜（ながいも）

機械・施設名	参考価格（千円）	備考
トラクター(40ps)	5,812	
ロータリー(1.8m)	701	
コンベアトレンチャー(1条)	2,255	45~75PS微速
ブロードキャスター(300L)	309	
管理機(3.5ps)	216	
動力噴霧機(4.7ps)	322	
トラック(1t)	1,403	中古
軽トラック	1,221	
計	12,239	

○果樹（りんご）

機械・施設名	参考価格 (千円)	備 考
スピードスプレーヤー(1,000L)	9,563	自走式
チェーンソー(40cm)	103	
乗用型草刈機(15ps)	844	
管理機(8.5ps)	401	
トラック(1.5t)	2,096	中古
軽トラック	1,221	
運搬車(6ps)	930	
計	15,158	

2

補助事業（補助金）の活用

機械・施設の整備に係る負担を軽減するために、補助事業を活用する方法もあります。

補助事業とは、国や地方公共団体が税収入等を財源に、条件の合った個人や法人等へ助成（補助金の交付）を行うもので、補助金は、交付要件に合っていれば、原則、返済する必要がありません。そのため、補助事業を活用することは、機械・施設の整備に係る負担の軽減に効果的です。

農業者を対象とした補助事業のほか、新規就農を支援するため、新規就農者だけを対象とした補助事業もあります。就農に当たって機械・施設の整備が必要な場合は、就農相談時から補助事業の情報も集めましょう。

ただし、補助事業は、事業毎に政策目的があるため、その活用にあたって、基本的なルールに加え、補助金交付要件など様々な制約や決まりがあり、自分が必要なタイミングで、どのような機械・施設でも整備できるものではありません。また、自己負担も伴います。

今の自分の農業経営に必要な機械・施設をしっかりと見極めるとともに、活用しようとしている補助事業の目的が何なのか、導入したい機械・施設整備はその事業の目的や交付要件に合致しているのか等、十分確認して活用しましょう。

（補助事業活用の留意点）

- ◎希望しても、採択にならないこともある。
 - ◎事業実施は、所定の事務手続きを行った後から。（事業着手は「交付決定」の後。）
 - ◎既に導入・整備したものは対象外。
 - ◎経営に真に必要なものか。
- 機械・施設の大きさは、経営規模に対して適切か。 } 熟考して事業を実施。
過大な投資は、経営改善にも逆効果。

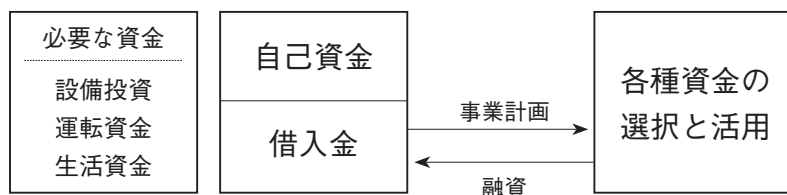
Step 4

農地や生産基盤の確保

資金の確保

新規に就農する場合には、農地や機械の購入・施設の整備など設備投資に必要な資金、種苗・肥料・農薬の代金など営農のために必要な運転資金、さらに、現金収入が入るようになるまでの生活資金も必要です。令和6年度に全国新規就農相談センターが実施した調査によると、農家出身でない人が就農1年目の営農にかかった金額は、平均896万円となっています。

資金を活用する場合は、次のことに留意しながら資金の特徴を十分に見極め、自分の経営に適した資金を選ぶことが大切です。



1

資金活用の手順

①適正な事業計画の作成	資金を活用する場合には、まず、適正な事業計画を作成することが必要となります。その上で、その計画を達成するために必要となる農地・農機具・施設などを取得するに当たって自己資金が不足している場合に、必要最低限の資金を借り入れることを検討します。
②資金の選択	資金には、農協などの融資機関が独自で貸し付ける資金と、国や県などが利子補給や貸付原資の提供を行い比較的低利や無利子で貸し付ける制度資金があります。制度資金については、国や県などが利子補給等していることから借入者の要件等の制約がありますので、それぞれの事業計画に合った資金を活用することが重要です。 また、低利と言えども返済が長期にわたる場合には、利子負担が生じますので、自身の収支計画等を考えながら適切な借入額、償還期間などを融資機関に相談しながら設定してください。
③融資額	自身の担保能力などにもよりますが、資金はそれぞれ借入れできる最高金額(限度額)が決まっているほか、融資率(例えば事業費の8割以内)が決まっているものもあります。
④借入の要件	制度資金を借り入れるためには、各資金で定められている要件に適合することが条件となることから、事前に資金利用計画等に対する行政機関等の承認が必要となります。 一例として、青年等就農資金では、青年等就農計画の認定が必須条件となっていますので、資金を借入れする前に計画を作成し、市町村長の認定を受けることが必要となります。 また、借入者の農協組合員資格や補償のための担保、連帯保証人を求められる場合がありますので、利用予定の金融機関と十分な打合せが必要となります。 詳しくは、(株)日本政策金融公庫、市町村、農協、各農林水産事務所にお問い合わせください。

2

資金計画を立てるに当たって

資金計画を立てる際は、次のような手順で考えていくことが必要です。

1

まず、どのような農業経営を目指すのか、作目や規模、目標とする農業所得などを頭の中に描いてください。

2

そして、就農予定先の農業者の話を聞いてみます。

- ・どの程度の機械、施設が必要か、購入額はどの程度か。
- ・大まかな収入や支出、農業所得はどの程度か。
- ・農産物の販売や農業資材の購入方法、販売に必要な経費はどの程度か。
- ・労働の様子や最も忙しい時期はいつか。
- ・どんなことに苦労しているか。

3

その上で、就農予定先の農林水産事務所や^(株)日本政策金融公庫、農協の担当者などから指導を受け、具体的な資金計画を策定します。

4

計画を実現可能なものとするためには、次のことに注意することが必要です。

◇農業経営の内容について

- ・計画が実現可能な農業労働力を確保できるのか。
- ・地域の標準的な経営規模、資本装備と比べ過大にならないように注意すること。
- ・農地、施設、農業機械などの所有状況を踏まえ、将来の目標を定めること。
- ・農産物の販売方法、農業資材の購入方法についても検討すること。

◇資金の選択について

- ・自分の経営に最も適した資金を選ぶこと。各種の制度資金の組合せや補助事業の活用も検討してみる。補助事業によっては補助対象外の経費に対する制度資金の活用も可能となっている。
- ・一般的には長期低利資金は有利だが、返済期間は長いほど良いというものでもなく、資金繰りを考えて適切な返済期間を検討すること。
- ・通常の返済期間は、融資を受けた施設などの耐用年数に合わせたものとする。
- ・制度資金の返済期間には、据置期間がある場合が多いので、経営が軌道に乗る時期や収支計画、資金繰りを十分念頭におき、据置期間を有効に活用すること。

◇収支計画について

- ・農業は自然相手の仕事であり、災害や農産物価格の暴落など予期し得ない状況になることも考えられるので、余裕を持った収支計画を立てること。
- ・労働力の検討は十分に行うこと。特に人を雇う場合は、その労賃で収支計画が大幅に狂うことが多々あることに注意すること。

◇資金運用について

- ・災害や機械の故障、農業以外の出費などを想定しておき、余裕のある資金運用に心掛けること。
- ・融資を受けるため、家計費を圧縮した計画を立て、後で苦しむといったケースもみられるので注意すること。特に子供の進学に伴う出費などを考えておくこと。

◇負債の状況を明確に

- ・現在の借入金や農業以外の負債も把握しておくこと。

3

新規就農のための主な制度資金

制度資金とは、国や地方自治体と信用保証協会、金融機関の三者が連携して提供する融資制度をいいます。

制度資金は、国や地方自治体が金融機関に貸付原資を預託して借入者が負担すべき利息の一部を補填したり、信用保証協会に対しては借入者が負担すべき信用保証料の一部を補填したりすることを通じて資金を借りやすくしているため、新規就農者には有用な融資制度です。

特に、新規就農者を対象とした制度資金である「青年等就農資金」は、市町村から青年等就農計画の認定を受けた新規就農者である「認定新規就農者」の農業経営に必要な機械・施設の整備のほか、機械・施設のリース料や借地料の一括前払い、果樹の新植・改植費及び育成費、畜産経営における家畜の購入費・育成費などを対象とした無利子の貸付制度で、返済期間や据置期間も比較的長く、経営基盤の弱い新規就農者の資金調達に有利な貸付制度です。

(注) 青年等就農資金は、農地等の取得には活用できません。

農地等の取得については、同じく認定新規就農者も対象となっている「経営体育成強化資金」が利用できます。

青年等就農資金

貸付主体	(株)日本政策金融公庫	
貸付対象者	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人	
資金用途	青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。	
	施設・機械	農業生産用の施設・機械、農産物の処理加工施設、販売施設
	果樹・家畜等	家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費
	借地料などの一括支払い	農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなど ※農地の取得費用は対象となりません。
	その他の経営費	経営開始に伴って必要となる資材費など
融資条件	返済期間	17年以内(うち据置期間5年以内)
	融資限度額	3,700万円(特認1億円 ※所定の要件を満たす場合)
	利率(年)	無利子(借入れの全期間にわたり無利子)
	担保・保証人	実質的な無担保・無保証人制度 担保：原則として融資対象物件のみ 保証人：原則として個人の場合は不要 法人の場合に必要な場合は代表者のみ
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業、融資主体型補助事業及び経営発展支援事業は対象となります。 ・審査の結果により、希望に沿えない場合があります。 ・本資金は毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため、取扱額に限りがあり、融資の実行時期によっては希望に沿えない場合があります。 ・上記以外にも資金を御利用いただくための要件等があります。詳しくは、(株)日本政策金融公庫(青森支店 017-777-4211)までお問い合わせください。 	

4

その他、資金調達に必要なこと

①借入に必要な担保の確保

借入れには、借入額にも依りますが、万が一、借入者が債務不履行に陥った際の備えとして、融資期間から債権回収のための人的担保（借入者に代わり保証人に返済を求める契約）や物的担保（不動産の抵当権や動産の質権）の提供を求められることがあります。

しかしながら、保証人となってくれる親族や知人が見つからなかったり、担保として提供する資産がない等、担保の提供は一般的に難しいことから、「信用保証」という制度があります。

中小企業等を対象とした公的機関である信用保証協会もありますが、農業では「農業信用基金協会」という農業者を対象とした公的保証機関があり、新規就農者を含む農業者の円滑な資金調達を支援しています。

②農業信用基金協会による保証の実施

農業信用基金協会による保証でも、担保は必要に応じて徴求されますが、保証人の場合、法人は法人の代表者を除き、原則不要となっています。

また、信用保証協会の保証を利用するには、借入金額や借入期間などに応じた保証料負担しなければなりません。借入金の利息のほかに、保証料というコストがかかることを念頭において、信用保証をどのように行うか検討しましょう。

なお、借入者が返済できなくなった場合には、農業信用基金協会が代わりに融資機関に返済（代位弁済）しますが、その場合、今度は農業信用基金協会に借入者に返済を求める権利（求償権）が発生し、借入者が返済不要とはなりません。

③青年等就農資金の利用における担保

必要に応じて担保は徴求されますが、以下のとおり実質的な無担保・無保証制度となっています。

人的担保（保証人）の場合	原則として、個人融資の場合は不要。 法人融資の場合は、法人の代表者のみ。
物的担保の場合	原則として、融資対象物件のみ。

Step 5 青年等就農計画の作成

どんな作物をつくるのか、いつどこで技術を習得するのか、資金をどうするのか、販売先をどうするのかなど、営農開始に向けた具体的な計画である「青年等就農計画」を作成します。

計画を作成する際、就農の初期段階は、経営開始に多額の経費がかかることや技術がまだ十分でないことから、一般的な農家の収量や販売単価をそのまま使うのではなく、現実的な数値でゆとりのある計画を作成することが大切です。加えて、販売先を確保しておくことも重要です。青年等就農計画の記入イメージと、それを作成するための積算項目を参考に計画を作成してみましょう。

また、就農計画を作成する際には、併せて今後必要となる生活費などについても十二分に検討し、長期的な生活設計を立てることが必要です。

なお、計画の詳細や作成方法などについては、就農先の市町村（P37）、各農林水産事務所、県構造政策課（P36）にお問い合わせください。

青年等就農計画とは…

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じるものです。

1 就農計画の認定を受け、「認定新規就農者」に

各市町村では、就農希望者等が作成した青年等就農計画を審査し、その計画が適切なものと認められる場合、認定しています。

認定された青年等就農計画の作成者を「認定新規就農者」と言います。

認定新規就農者となれるのは、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

- 1 青年（原則18歳以上45歳未満）
- 2 特定の知識・技能（商工業等の経営管理等、農業又は農業関連事業の従事経験等）を有する中高年齢者（65歳未満）
- 3 上記の者が役員の過半数を占める法人

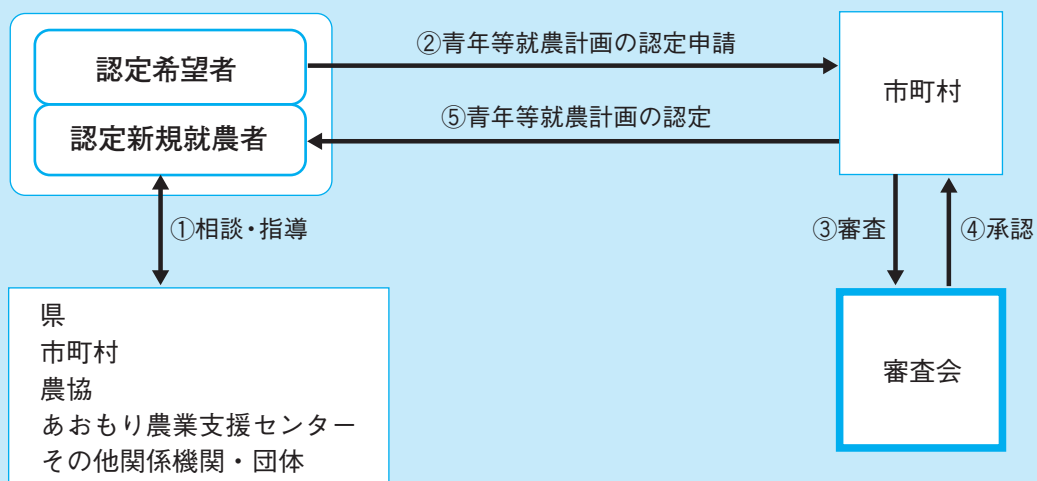
※農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない者を含みます。

※認定農業者は含みません。

■認定新規就農者のメリット

- 営農開始に必要な機械の購入や施設の整備などの資金として、「青年等就農資金」を借りることができる対象者となります。
- 下記の各種制度を活用することができる対象者となります。
 - 新規就農者育成総合対策
 - 経営所得安定対策
 - 認定新規就農者への農地集積の促進
 - 農業経営基盤強化準備金制度の活用 等
- 就農後、各農林水産事務所、市町村の支援を受けられます。

青年等就農計画の申請から認定までの手続



※青年等就農計画は、就農予定の市町村に提出してください。要件等の確認がありますので、申請様式の作成前に必ず市町村等に御相談ください。

2 次のステップとして「認定農業者」に

認定新規就農者制度と併せて、農業者を支援していく制度の一つに「認定農業者制度」があります。

この制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業で頑張っていこうとする農業者が立てた計画を市町村や県等が認定し、その計画の実現に向けた取組を、関係機関・団体が連携して支援する制度です。

認定されると次のような支援が受けられるほか、各種補助事業や制度資金等の対象者となりますので、詳細は就農先の市町村にお問い合わせください。

- スーパーL資金など制度資金の融資
- 農地の利用集積や規模拡大についての支援
- 農業経営基盤強化準備金制度の対象
- 経営改善に関する情報の提供

青年等就農計画認定申請書

〇〇年 〇月 〇日

〇〇市町村長 殿

申請者住所 〇県〇市〇丁目〇-〇
 氏名<名称・代表者> 農林 太郎
 〇〇年 〇月 〇日生 (〇〇歳)
 <法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画							
就農地	〇〇市		農業経営開始日	〇年 〇月 〇日			
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 { <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月 }						
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)	露地野菜						
将来の農業 経営の構想	(例) 農業技術の向上、機械化、規模拡大等により、たまねぎ、メロン…の複合経営で地域の認定農業者の8割程度の所得水準を目指す。						
	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)						
			現状		目標(〇年)		
	年間農業所得	2,000千円		4,000千円			
年間労働時間	2,000時間		1,800時間				
農業経営の規模に関する目標	作目・部門名	現状			目標(〇年)		
		作付面積	飼養頭数	生産量	作付面積	飼養頭数	生産量
	たまねぎ	40a		15,600kg	80a		31,200kg
	メロン	0a		0kg	20a		4,500kg
	⋮	⋮		⋮	⋮		⋮
	⋮	⋮		⋮	⋮		⋮
	⋮	⋮		⋮	⋮		⋮
	経営面積合計	〇〇		〇〇		〇〇	
	区分	地目	所在地(市町村名)	現状		目標(〇年)	
	所有地	畑	〇市△地区	20a		40a	
借入地	畑	〇市△地区	20a		80a		
特定作業受託	作目	作業	現状		目標(年)		
	—	—	作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量	
	—	—	—	—	—	—	
作業受託	作目	作業	現状		目標(年)		
	—	—	—		—		
	単純計 換算後		—		—		
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状		目標(年)		
	—	—	—		—		
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数					
		現状			目標(〇年)		
	トラクター	26馬力	1台	26馬力	1台		
	管理機		1台		2台		
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		
経営管理に関する目標	(例) 青色申告の実施、PC活用による経理						

農業従事の態様等に関する目標		(例)月に〇日程度を休日とする					
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等		実施時期	事業費		資金名等
	トラクター導入 管理機導入 ⋮	26馬力 1台 1台 ⋮		〇年〇月 〇年〇月 ⋮	3,500千円 600千円 ⋮		青年等就農資金 青年等就農資金 ⋮
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあっては 役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあっては役職)	現状		見通し	
				担当業務	年間農業 従事日数 (日)	担当業務	年間農業 従事日数 (日)
	農林 太郎	39	代表者	全般	250	全般	225
	農林 花子	36	妻	農作業補助、経理	250	農作業補助、経理	225
雇用者	常時雇(年間)		実人数	現状	0人	見通し	0人
	臨時雇(年間)		実人数	現状	0人	見通し	5人
			延べ人数	現状	0人	見通し	75人

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員(同号に掲げる者に限る。)が有する知識及び技能に関する事項

経 歴	
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ~ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識 及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

(参考)技術・知識の習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	〇〇県農業大学校	〇〇市	野菜栽培
	研修等期間	〇〇年 〇月 ~ 〇〇年 〇月	
	研修内容等	<ul style="list-style-type: none"> 野菜栽培技術等の実習 教養科目及び農業筆記等の経営管理に関する講義受講 等 	
活用した補助金等	<ul style="list-style-type: none"> 農業次世代人材投資事業(準備型) 〇〇県農業研修事業 		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員(農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。)ごとに作成すること。

(参考)	認定市町村名	認定年月日	備考
他市町村の認定状況			

参考

●青森県の主な作目の収益一覧

就農当初の販売量、粗収益等は6割程度を目安としてください。

(10アール、頭当たり)

作目		販売量 (kg)	単価 (円/kg、本)	粗収益 (円)	経費 (円)	所得 (円)	労働時間 (時間)
水稲・畑作	水稲 (3ha規模)	600	221.8	133,080	106,028	27,052	24
	小麦 (20ha規模)	300	35.0	79,050	45,779	33,271	3
	大豆 (20ha規模)	180	133.0	88,730	43,036	45,694	4
野菜	ながいも	2,560	321.0	821,760	547,065	274,695	130
	にんにく	975	1383.0	1,348,425	550,523	797,902	216
	ごぼう	2,340	191.0	446,940	280,094	166,846	48
	だいこん (夏)	6,000	88.0	528,000	413,640	114,360	58
	にんじん (春夏)	3,800	113.0	429,400	355,626	73,774	58
	ばれいしょ	3,440	140.0	481,600	265,831	215,769	47
	こかぶ	4,500	186.0	837,000	473,066	363,934	210
	ねぎ (露地)	3,750	307.0	1,151,250	777,306	373,944	242
	ねぎ (ハウス)	7,200	476.0	3,427,200	2,229,536	1,197,664	790
	メロン (普通栽培)	2,250	367.0	825,750	676,927	148,823	151
	トマト (夏秋) (ハウス)	9,000	302.0	2,718,000	1,961,375	756,625	707
	ミニトマト (ハウス)	7,200	662.0	4,766,400	2,198,615	2,567,785	1,690
	ほうれんそう (年4回)	5,400	582.0	3,142,800	1,427,394	1,715,406	728
	いちご	4,500	924.0	4,158,000	2,213,557	1,944,443	1,508
	いちご (夏秋)	2,500	1561.0	3,902,500	2,924,689	977,811	2,028
アスパラガス (3年目以降)	450	1144.0	514,800	285,247	229,553	194	
果樹	りんご (ふじ・無袋・わい化)	3,420	297.0	1,015,740	582,458	433,282	199
	おうとう (佐藤錦)	680	1192.0	810,560	623,370	187,190	307
	西洋なし (ゼネラル・レクラーク)	2,125	244.0	518,500	393,910	124,590	230
	ぶどう (スチューベン、露地)	1,800	360.0	648,000	418,815	229,185	202
花き	夏秋ギク	40,000	68.0	2,720,000	1,427,289	1,292,711	963
	デルフィニウム (2年目)	46,000	139.0	6,394,000	2,252,332	4,141,668	1,583
	宿根カスミソウ	13,500	165.0	2,227,500	1,513,977	713,523	640
	トルコギキョウ	30,000	129.0	3,870,000	1,642,998	2,227,002	1,057
畜産	酪農 (経産牛40頭規模)	—	—	1,062,030	695,287	366,743	124
	和牛繁殖 (成牛20頭規模)	—	—	631,447	279,947	351,500	71

資料：主要作目の技術・経営指標(令和4年3月版)

参考

●農業で使われる単位

1町 (ちょう) = 3,000坪 ≒ 100a = 1ha = 10,000 m²

1反 (たん) = 300坪 ≒ 10a = 1,000 m²

1畝 (せ) = 30坪 ≒ 1a = 100 m²

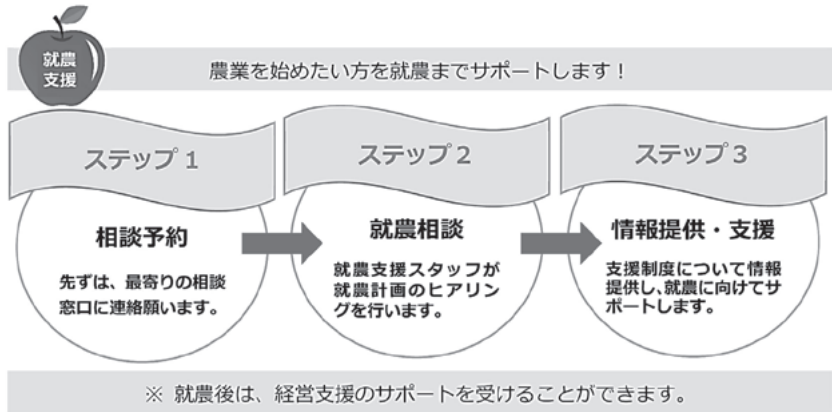

1坪 (つぼ) ≒ 3.3 m²

Step 6 新規就農

就農後も各農林水産事務所の職員や農業協同組合の営農指導員のほか、地域の先進農家などの農業者から、栽培技術等についてのサポートが受けられるよう、支援体制を整備しています。農業経営の早期安定や地域定着に向けて、積極的に活用しましょう。

1 経営課題について相談したい

【青森県農業経営・就農サポートセンター】

<p>事業内容</p>	<p>農業経営の法人化、円滑な経営継承、新規就農者及び雇用就農者の定着促進等の課題に応じて、関係機関・団体が連携しながら、専門家の派遣による経営指導のほか、就農希望者に対する各種支援制度等の情報提供を行っています。</p> 
<p>支援対象者</p>	<p>農業経営者（新規就農者含む）、就農希望者</p>
<p>相談費用</p>	<p>各種相談、専門家派遣等に係る費用とも無料</p>
<p>相談窓口</p>	<p>■総合窓口 公益社団法人あおもり農業支援センター 青森市新町2丁目4-1 青森県共同ビル6階 TEL 017-773-3131 / FAX 017-734-1738 平日（月曜日～金曜日） 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>■サテライト窓口 各農林水産事務所 平日（月曜日～金曜日） 午前8時30分から午後5時15分まで</p>
<p>相談申込方法</p>	<p>電話または右の2次元コードから申込書をダウンロードし、FAXや電子メールで、お近くの農林水産事務所又は公益社団法人あおもり農業支援センターへ直接御連絡ください。</p> 

1 農林水産事務所（農業普及指導員）の活用

農林水産事務所（農業普及指導員）は、青森県農業経営・就農サポートセンターのサテライト窓口となっており、サポートセンターの利用により、相談内容に応じて市町村・農協等の関係機関・団体で構成される伴走型支援チームによる支援を受けることができますが、サポートセンターの利用に限らず、日頃から農業普及指導員から助言指導を受けることもできます。

農業普及指導員は、農業改良助長法（農法の発達や効率的かつ安定的な農業経営の育成などの農業改良等について定めた法律）に基づく国家資格で、農業者と直接接し、農業技術の指導、経営相談、農業に関する情報提供等を行い、農業者の技術や経営の向上の支援を業務としています。

栽培管理のポイントとなる時期には場巡回に来てもらったり、タイムリーに各種研修や補助事業等の情報提供を受けるなど、身近な相談相手として繋がりたいです。

2 農協生産部会、生産者団体の活動

農協やりんご等の生産者団体には、主要な取扱品目の生産者で構成する「生産部会」（ex. 野菜・花き部会、トマト部会、りんご・果樹部会、女性部、青年部etc.）が組織されています。

農業経営の安定・向上のため、生産・販売、技術の改善等に取り組む生産者の組織で、部会等毎に現地ほ場での主要な栽培管理の講習会や出荷規格の目揃え会などを開催したり、先進地視察研修や消費者との交流会を実施している部会等もあります。

部会等の活動に参加することにより、農協や産地として、経営や生産技術の高位平準化に繋がります。

同じ経営品目を生産する農業者との情報交流の場としても活用しましょう。

3 青年農業士、農業経営士のサポート

優れた農業経営を実践し、地域農業や農村生活のリーダーとして指導的役割を果たしている農業者として県が認定している「農業経営士」や自ら農業及び集団活動に積極的に取り組み、将来とも地域農業の推進者となり得る模範的な農業青年として県が認定している「青年農業士」は、地域農業や農村生活のリーダー活動の一環で、「地域農業の担い手育成に関する助言指導」や「農村青少年や非農家からの新規就農者の受入れと技術習得の指導活動」等の役割も担っています。

地域の農業経営士・青年農業士は、頼れる先輩農業者です。

青森県農業経営・就農サポートセンターでは、新規就農者からの申込みにより、専門的なアドバイザーとして、農業経営士の派遣も行っていますので、是非御利用ください。

農なび青森 - 先輩インタビューでは、
農業経営士・青年農業士のインタビューも掲載されています。
<https://www.nounavi-aomori.jp/start/interview>



3

農業をする仲間と繋がりたい

1 4Hクラブ（農村青少年クラブ）

4Hクラブは、自分の目指す農業経営に必要な知識や技術の習得及び調査研究、地域農業を担う仲間との交流を目的に組織されており、県内には10地区132名（令和7年度現在）の若手農業者がクラブ員として活動しています。

「4H」とは、Hands（腕）、Head（頭）、Heart（心）、Health（健康）の4つの頭文字に由来し、農業の実践を通じて自らを磨くとともに、互いに力を合わせて、よりよい農村、よりよい日本を創ることを意味しています。

就農後は、是非、地域の仲間づくりのために、4Hクラブ活動に参加されることをお勧めします。

- Head（頭脳）
科学的に物ごとをとらえることのできる頭の訓練をする
- Hand（技術）
農業の改良と生活の改善に役立つ腕を磨く
- Heart（心）
誠実で友情に富む心を培う
- Health（健康）
楽しく暮らし、元気で働くための健康を増進する



青森県4Hクラブ連絡協議会

【青森県4Hクラブ連絡協議会公式Instagram】

青森県4Hクラブの活動の様子については、こちらを御覧ください。



2 あおもり農業経営塾

県では、経済のグローバル化やデジタル技術の進展などの環境変化に柔軟に対応し、果敢に挑戦していく経営マインドを持った本県農業の将来を担う新たなリーダーの育成に向けて、法人経営や輸出戦略、マーケティング戦略等、利益追求と経営力の強化を図る体系的なカリキュラムにより、農業経営に特化した「あおもり農業経営塾」を開講しています。

就農後、経営が安定したら、さらなる経営発展や経営力の向上を目指し、受講してみましよう。

受講対象者

- (1) 令和8年4月1日時点で50歳未満の青森県内に住所を有する者で、概ね3年以上の営農経験を有する者又は青森県農林水産部構造政策課長が適当と認める者
- (2) 農業経営を改善したいという意欲を持つ青年農業士、雇用就農者（雇用先の経営部門担当者等）、自営農業又は農業法人の経営権を持つ者（予定を含む）等



【農業保険制度】

農業保険制度は、農業保険法に基づき、自然災害や不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する「農業共済制度」と農産物の需給変動等による農業者の収入減少を補填する「収入保険制度」から成る国の公的保険制度です。

農業者の経営安定を図ることを目的としているため、保険料や掛金を国が助成しています。経営リスクへの備えとして、農業保険制度に加入しましょう。

国では、農業者が、自然災害や価格下落などの様々なリスクに捕らわれることなく、安心して生産活動に取り組むことができるようセーフティネット制度を整備しています。

農業保険は、自然災害や市場リスクによって農業者が受ける収穫量の減少や農業収入の減少等の損失を、農業者（加入者）の拠出に基づく保険の仕組みにより補填する制度です。

具体的には、水稻や大豆、りんご等の特定の品目を対象に、自然災害や病害虫等による収穫量の減少を補填する農業共済（収穫共済）、農業用パイプハウス等の資産を対象に、自然災害等による被害を補填する農業共済（資産共済）、全ての品目を対象に農業経営者ごとの農業収入を対象に、自然災害や価格下落等による収入減少を補填する農業経営収入保険があります。

項 目	農業共済		農業経営収入保険
	収穫共済	資産共済	
対 象 者	農業者	農業者	青色申告を行っている農業者
対象品目	米、麦、大豆、ホップ、りんご、ぶどう、もも	農業用ビニールハウス、ガラス温室、家畜（牛、馬、豚）	農業収入
補填内容	自然災害、病害虫、鳥獣害等による収穫量の減少を補填	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による資産の損害を補填 ・家畜が死亡・廃用した場合に補填 ・家畜の診療費の9割を補填 	自然災害、価格下落、病気や怪我など様々な要因による収入減少を広く補填
補填の仕組み	収穫量が基準収穫量の一定割合（※加入者があらかじめ設定）を下回った場合に補填 ※品目・加入方式により異なる ・米（半相殺）：8割 ・りんご（半相殺）：7割	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が損壊した場合に、時価評価額を上限（新築時の価格まで引き上げる特約を付加できる）に補填 ・家畜が死亡・廃用した場合に付保割合（加入者が予め設定）に応じて補填 	保険期間の収入が基準収入（※原則過去5年の平均）の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填 ※青色申告実績期間により段階的に設定され、1年分の場合はその75%、5年分の場合には5年平均の90%が上限

農業保険の加入に当たっては、保険料や掛金の負担がありますが、公的な保険制度のため約2分の1を国が負担しており、加入者にとって、少ない負担で大きな補償を実現するメリットの大きな保険となっています。

農業経営には、農業者の経営努力だけでは避けることのできない様々なリスクがあります。こうしたリスクに備えるため、農業保険に加入しましょう。

農業経営収入保険は、過去1年分の青色申告実績があれば加入できます。

就農初期は、様々な要因により、経営が不安定になりがちです。就農1年目から青色申告に取り組み、2年目から農業経営収入保険に加入することで、早期の経営安定化を図りましょう。

農業保険の詳細や加入申込み等については、最寄りの農業共済組合にお問い合わせください。

○青森県農業共済組合（NOSAI 青森）

支所名	住 所	電話番号
本所	〒030-0802 青森市本町5-5-21	017-775-1161
津軽支所	〒037-0011 五所川原市大字金山字竹崎203-4	0173-33-1513
ひろさき支所	〒036-8111 弘前市大字門外字村井262	0172-28-5700
南部支所	〒034-0001 十和田市大字三本木字里ノ沢1-47	0176-22-8101

5

病気や農作業時の怪我等に備えたい

【労災保険制度（農業者も加入できる特別加入制度）】

労災保険は、本来、労働者の業務や通勤での負傷、疾病、障害や死亡に対して保険給付を行う国の制度ですが、労働者以外でも、その業務の実態や作業中の災害発生状況などから見て、特に労働者に準じて保護することが適当と認められる一定の人については、特別に任意加入が認められています。

農業者は、次に掲げる制度のいずれかに特別加入することができますので、病気・怪我等の備えとして、活用しましょう。

制度や加入条件等の詳しい内容は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

農業者が特別加入できる制度の種類

- (1) 特定農作業従事者（一定の経営規模以上の方が加入できます。）
- (2) 指定農業機械作業従事者（経営規模に関わらず加入できます。）
- (3) 中小事業主等（法人の代表者や役員も加入できます。）

※ 重複して加入はできないため、1～3のいずれかを選択して加入することになります。

新規就農関連の主な補助事業・資金

(※令和8年3月時点の情報を基に令和8年度に実施する内容をまとめたものです。)
 (※次年度以降も実施することが確定しているものではありません。)

研修中の所得を確保したい

就農準備資金

青森県が認める研修機関(営農大学校や(公社)あおもり農業支援センター、市町村等)で研修を受ける就農希望者に対し、資金を交付します。

交付期間	最長2年間 ※国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長
交付額	月13.75万円(年間最大165万円)
対象者の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ①就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となる強い意志を有していること。 ②独立・自営就農、雇用就農、親元就農のいずれかを目指すこと。親元就農の場合、家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にすること並びに就農後5年以内に経営を継承する、当該農業法人の経営者(共同経営者含む)になる又は独立・自営就農すること。 ③県が認める研修機関で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修すること。 ④常勤の雇用契約を締結していないこと。 ⑤原則、生活保護や求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。また、過去に本事業ほか就農のための研修を支援する資金の交付を受けていないこと。 ⑥原則、前年の世帯全体(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母)の所得が600万円以下であること。 ⑦研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。
資金が返還となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ①適切な研修を行っていない場合 ②研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合 ③交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合 ④親元就農について、就農後5年以内に農業経営を継承しなかった場合、当該農業法人の経営者(共同経営者を含む)にならなかった場合又は独立・自営就農しなかった場合 ⑤独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
相談窓口	(公社)あおもり農業支援センター

経営初期の所得を確保したい

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、独立・自営就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

※予算の範囲内での交付となりますので、事業の希望者は相談窓口である市町村へ問い合わせてください。

交付期間	最長3年間
交付額	月13.75万円（年間最大165万円）
対象者の主な要件	<p>①独立・就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意識を有していること。</p> <p>②独立・自営就農であること。</p> <p>③青年等就農計画が独立・自営就農5年後には生計が成り立つ実現可能な計画であること。</p> <p>④経営を継承する場合、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること。</p> <p>⑤市町村が作成する地域計画のうち目標地図に位置付けられること（見込みを含む）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p> <p>⑥原則、生活保護など生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。また、雇用就農資金等の交付を現に受けておらず、かつ過去にも受けていないこと。</p> <p>⑦前年の世帯全体（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母）の所得が600万円以下であること。</p> <p>※1 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入することが必要です。</p> <p>※2 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。</p>
資金が返還となる場合	<p>①適切な営農活動を行っていない場合</p> <p>②交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合等</p>
相談窓口	各市町村農業関係担当課

就農時に機械・施設等を導入したい

(1) 経営発展支援事業のうち通常枠

事業内容	機械・施設、家畜の導入、果樹・茶改植、リース料等に要する経費を補助します。
支援額	補助金の上限750万円 ※経営開始資金と併用する場合は、上限375万円
補助率	事業費の3/4以内（国1/2、県1/4）
対象者の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度以降に経営を開始した、独立・自営就農時原則50歳未満の認定新規就農者であること ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ※親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画(売上1割増等)であること ・目標地区に位置付けられること(見込みを含む)又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・本人負担分について、金融機関から融資を受けていること
相談窓口	各市町村農業関係担当課

(2) 経営発展支援事業のうち特別枠（地域計画早期実現支援枠）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ①機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組を支援します。 ②機械・施設等の導入に要する経費を補助します。
支援額	補助金の上限900万円（①と②の合計） ※経営開始資金との併用は不可
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ①事業費の1/2以内（国1/3、県1/6） ②事業費の3/4以内（国1/2、県1/4）
対象者の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以降に経営を開始した、独立・自営就農時50歳未満の認定新規就農者又は認定農業者であること ・将来像が明確化された地域計画(農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域)又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられること(見込みを含む) ・青色申告を行うこと ・本人負担分について、金融機関から融資を受けていること
相談窓口	各市町村農業関係担当課

(3) 農地利用効率化等支援交付金

事業内容	<p>地域計画のうち目標地区に位置付けられた者による融資を受けて経営改善に必要な農業用の機械・施設導入等を支援します。 ※優先枠を設定し推進するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ロボット技術・ICT機械等の導入 ②「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入 ③中山間地域等での集約型農業に必要な機械の導入 <p>※併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証を支援（補助率：定額）</p>
支援額	融資残額のうち事業費の3/10以内等 補助上限額：300万円（必要な要件を満たす場合は600万円）
対象者	地域計画に位置付けられた者 ただし、新規就農者（事業実施年度に就農又は就農後5年以内）は、認定新規就農者又は認定農業者に限ります。
相談窓口	各市町村農業関係担当課

(4) 地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業

事業内容	将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入等及び農業用機械のリース導入を支援します。
支援額	購入：事業費の3/10以内 リース：定額（導入する農業用機械等の取得額相当3/7以内） 補助上限額：個人1,500万円、法人3,000万円
対象者	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者 ただし、新規就農者（事業実施年度に就農又は就農後5年以内）は、認定新規就農者又は認定農業者に限ります。
相談窓口	各市町村農業関係担当課

(5) 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業




事業内容	地域農業の構造転換に向けて、65歳未満の認定新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等を支援します。
支援額	購入：事業費の3/10以内 リース：定額（取得額相当の3/7以内） 補助上限額：個人1,500万円、法人3,000万円 ※経営開始資金との併用は不可（資金受給終了後は活用可能）
対象者	独立・自営就農時65歳未満の認定新規就農者 （経営開始5年目まで対象）
相談窓口	各市町村農業関係担当課

(6) 野菜等産地力強化支援事業

事業内容	野菜・花き産地における農業所得の向上と産地力強化を図るため、労働時間の削減等につながる省力機械・設備の導入や耐雪型ハウス・環境制御装置・高温対策に必要と認められる資材、機材等の導入に係る経費を助成します。
対象品目	野菜、花き ※補助対象品目 指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き、冬の農業の推進品目
補助率	事業費の1/4以内、1/3以内 ※事業費の上限あり
対象者	認定新規就農者等 ※面積要件あり
相談窓口	各市町村農業関係担当課

就農相談の窓口一覧

就農する地域が決まっていない方には…

青森	公益社団法人 あおもり農業支援センター (青森県農業経営・就農サポートセンター)	〒030-0801 青森市新町2-4-1 (県共同ビル6階) TEL. 017-773-3131 FAX. 017-734-1738 e-mail : aomori@aomori-nogyoshien.jp	
	青森県農林水産部構造政策課	〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL. 017-734-9463 FAX. 017-734-8136 e-mail : ninaiteikusei@pref.aomori.lg.jp <input type="text" value="農なび青森"/> <input type="button" value="検索"/>	
	あおもり移住・交流推進協議会 (青森県こども家庭部 若者定着還流促進課内)	〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL. 017-734-9174 FAX. 017-734-8117 e-mail : ijukoryu@pref.aomori.lg.jp	
東京	青森県東京事務所	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 (都道府県会館7階) TEL. 03-5212-9113 FAX. 03-5212-9114	
	青森暮らしサポートセンター (ふるさと回帰支援センター・ 東京内)	〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 (東京交通会館8階) TEL. 090-6342-6194 <input type="text" value="あおもり暮らし"/> <input type="button" value="検索"/>	
	全国新規就農相談センター (全国農業会議所内)	〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 (中央労働基準協会ビル2階) TEL. 03-6910-1133 FAX. 03-3261-5131	
大阪	青森県大阪情報センター	〒530-0001 大阪市北区梅田1-3-1-900 (大阪駅前第1ビル9階) TEL. 06-6341-2184 FAX. 06-6341-7979	

就農する地域が決まっている方には…

青森県農業経営・就農サポートセンター(サテライト窓口)

東青	東青農林水産事務所 農業普及振興室	〒030-0861 青森市長島2丁目10-3 (青森フコク生命ビル6階) TEL. 017-734-9990 FAX. 017-734-8305
中南	中南農林水産事務所 農業普及振興室	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 TEL. 0172-33-4821 FAX. 0172-34-4390
三八	三八農林水産事務所 農業普及振興室	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 TEL. 0178-27-4444 FAX. 0178-27-3323
西北	西北農林水産事務所 農業普及振興室	〒037-0046 五所川原市栄町10 TEL. 0173-35-5727 FAX. 0173-33-1345
上北	上北農林水産事務所 農業普及振興室	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 TEL. 0176-23-4281 FAX. 0176-25-7242
下北	下北農林水産事務所 農業普及振興室	〒035-0073 むつ市中央1-1-8 TEL. 0175-22-2685 FAX. 0175-22-3212

市町村所在地等一覧表

	市町村名	担当課	住所	電話番号
東青地域	1 青森市	農業政策課	〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1	0172-62-1156
	2 平内町	農政課	〒039-3393 平内町大字小湊字小湊63	017-755-2117
	3 今別町	産業建設課	〒030-1502 今別町大字今別字今別167	0174-35-3005
	4 蓬田村	産業振興課	〒030-1211 蓬田村大字蓬田字汐越1-3	0174-27-2115
	5 外ヶ浜町	産業観光課	〒030-1393 外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2	0174-31-1228
中南地域	6 弘前市	農政課	〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1	0172-40-0767
	7 黒石市	農林課	〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1	0172-52-2111
	8 平川市	農林課	〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6	0172-44-1111
	9 西目屋村	産業課	〒036-1492 西目屋村大字田代字神田57	0172-85-2801
	10 藤崎町	農政課	〒038-3803 藤崎町大字西豊田一丁目1	0172-88-8273
	11 大鱈町	農林課	〒038-0292 大鱈町大字大鱈字羽黒館5-3	0172-55-6574
	12 田舎館村	産業課	〒038-1113 田舎館村大字田舎館字中辻123-1	0172-58-2111
三八地域	13 八戸市	農業経営振興センター	〒039-1101 八戸市大字尻内町字毛合清水29	0178-27-9163
	14 三戸町	農林課	〒039-0198 三戸町大字在府小路町43	0179-20-1111
	15 五戸町	農林課	〒039-1513 五戸町字古館21-1	0178-62-2111
	16 田子町	産業振興課	〒039-0201 田子町大字田子字天神堂平81	0179-32-3111
	17 南部町	農林課	〒039-0592 南部町大字平字広場28-1	0178-38-5964
	18 階上町	産業振興課	〒039-1201 階上町大字道仏字天当平1-87	0178-88-2111
	19 新郷村	農林課	〒039-1801 新郷村大字戸来字風呂前10	0178-78-2111
西北地域	20 五所川原市	農林政策課	〒037-8686 五所川原市市布屋町41-1	0173-35-2111
	21 つがる市	農林水産課	〒038-3192 つがる市木造若緑61-1	0173-42-2111
	22 鱒ヶ沢町	農林水産課	〒038-2792 鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321	0173-72-2111
	23 深浦町	農林水産課	〒038-2324 深浦町大字深浦字苗代沢84-2	0173-74-2111
	24 板柳町	産業振興課	〒038-3692 板柳町大字板柳字土井239-3	0172-73-2111
	25 鶴田町	農業振興課	〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬200-1	0173-22-2111
	26 中泊町	農政課	〒037-0392 中泊町大字中里字紅葉坂209	0173-57-2111
上北地域	27 十和田市	農林畜産課	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1	0176-23-5111
	28 三沢市	農政水産課	〒033-8666 三沢市桜町一丁目1-38	0176-53-5111
	29 野辺地町	産業振興課	〒039-3131 野辺地町字野辺地123-1	0175-64-2111
	30 七戸町	農林課	〒039-2792 七戸町字森ノ上131-4	0176-68-2111
	31 六戸町	農政課	〒039-2392 六戸町大字犬落瀬字前谷地60	0176-55-4495
	32 横浜町	産業振興課	〒039-4145 横浜町字寺下35	0175-78-2111
	33 東北町	農林水産課	〒039-2696 東北町字塔ノ沢山1-94	0176-56-3111
	34 六ヶ所村	農林水産課	〒039-3212 六ヶ所村大字尾駁字野附475	0175-72-2111
	35 おいらせ町	農林水産課	〒039-2289 おいらせ町上明堂60-6	0178-56-2111
下北地域	36 むつ市	農林畜産課	〒035-8686 むつ市中央一丁目8-1	0175-22-1111
	37 大間町	産業振興課	〒039-4601 大間町大字大間字奥戸下道20-4	0175-37-2111
	38 東通村	農林畜産課	〒039-4292 東通村大字砂子又字沢内5-34	0175-27-2111
	39 風間浦村	産業建設課	〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目28-5	0175-35-2111
	40 佐井村	産業建設課	〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森20	0175-38-2111

あまのこ
あまのこ
あまのこ

あまのこ
あまのこ

あまのこ
あまのこ



あまのこ

青森県農林水産部

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
☎017-734-9463 ㊟017-734-8136

令和8年3月作成

青森県での就農に関する情報収集には、青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」もご活用ください！

農なび青森
青森県農業・就農情報サイト



あまのこ
あまのこ

